平成２２年（フ）第４２０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津385番地の12　レオパレスシャルマンセゾン104
債務者　高橋　　融
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４２５号
神奈川県厚木市妻田西２丁目25番18号　サンハイム中川105
債務者　田中　勇二
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４３０号
神奈川県厚木市飯山1620番地１　アメニティヒル本厚木1005
債務者　田中　祐二
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４３３号
神奈川県厚木市毛利台２丁目８番８号
債務者　早坂　文夫
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４３４号
神奈川県厚木市毛利台２丁目８番８号
債務者　早坂　眞弓
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４４１号
神奈川県平塚市南金目1105番地の９
債務者　宮川　　猛
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４４７号
神奈川県平塚市大神2060番地の１　ハイツフカイシ101号
債務者　川村さつき
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４５０号
神奈川県小田原市多古750番地の２　リバーサイド205号
債務者　田村　光良
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４０９号
愛知県知立市宝町塩掻１番地２　シャン・ルーブル305号
債務者　衛藤　憲隆
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
香川県高松市檀紙町253番地41
債務者　井手貴美恵（旧姓丸岡）
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７１６号
福岡市城南区神松寺３丁目６番36―521号
債務者　奥住　祐子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７１８号
福岡県糸島市荻浦571番地10―603号、住民票上の住所福岡市西区今宿東３丁目37番18号
債務者　高武　宏亟
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０１０号
福岡市中央区春吉３丁目16番17―507号、住民票上の住所鹿児島県阿久根市波留980番地
債務者　松竹　ゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０６４号
福岡市城南区干隈２丁目44番17―101号
債務者　松本　輝一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１０８号
福岡市南区三宅３丁目26番18号
債務者　古賀　信子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１４３号
福岡市中央区黒門２番５―405号
債務者　中野　浩昭（旧姓森合）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１４７号
福岡市早良区西新２丁目７番８―402号
債務者　四宮　直子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２３１号
福岡県朝倉市甘木1596番地１山下貸家Ｄ棟
債務者　重松　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部